

令和 3 年 度

木更津市財政健全化審査意見書

木更津市経営健全化審査意見書

木更津市監査委員

目 次

財政健全化審査意見 経営健全化審査意見	1
財政健全化審査意見	2
経営健全化審査意見		
公設地方卸売市場特別会計	3
下水道事業会計	4
参考資料		
比率の推移 下水道事業会計資金不足比率	5
用語の解説	6

令和3年度 木更津市財政健全化審査意見 木更津市経営健全化審査意見

第1 審査の種類

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

- 1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月13日から令和4年8月19日まで

第3 審査の着眼点

- 1 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づく算出要素が、財政指標の計算に用いられているか。
- 3 財政指標の算定の基礎となった書類等が、適正に作成されているか。
- 4 財政指標の算定は、客観的事実に基づき公正な判断が行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に当たっては、木更津市監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、決算関係書類その他の帳簿及び算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となった事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認められた。

なお、審査の概要と意見は次に述べるとおりである。

令和3年度木更津市財政健全化審査意見

1 審査の概要

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、次表のとおりである。

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
ア 実質赤字比率	—	11.88%	5.75%の黒字
イ 連結実質赤字比率	—	16.88%	7.30%の黒字
ウ 実質公債費比率	3.8%	25.0 %	
エ 将来負担比率	0.3%	350.0 %	

※令和3年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、本市のすべての会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項）。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない（同法第8条第1項）。

2 審査意見

ア 実質赤字比率について

当年度の実質収支が黒字であるので、実質赤字比率はない。

イ 連結実質赤字比率について

当年度の各会計の実質収支の合算が黒字であるので、連結実質赤字比率はない。

ウ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は、早期健全化基準と比較すると、これを下回っていて、前年度と比べると0.3ポイント増加（悪化）となっている。

エ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は、早期健全化基準と比較すると、これを下回っていて、前年度と比べると11.2ポイント減少し、良くなっている。これは歳入の超過により、臨時財政対策債の借入額を抑えることができ、令和3年度地方債発行額を元利償還額が上回ったことで地方債現在高が減少したことや一般会計財政調整基金からの取崩しがなかったことが主因である。

令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計決算に基づく資金不足比率は、次表のとおりである。

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

※「—」は、資金不足が生じていないことを表す。

※地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

2 審査意見

当年度は資金不足額が生じていないので、資金不足比率はない。

令和3年度木更津市下水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

令和3年度木更津市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率は、次表のとおりである。

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

※「—」は、資金不足が生じていないことを表す。

※地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

2 審査意見

当年度は資金不足額が生じていないので、資金不足比率はない。

比率の推移

区分		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
健全化判断比率	ア 実質赤字比率	—	—	—	—
	〔早期健全化基準〕	※5.75%の黒字 〔11.88%〕	※5.05%の黒字 〔11.98%〕	※5.87%の黒字 〔12.02%〕	※3.08%の黒字 〔12.03%〕
	イ 連結実質赤字比率	—	—	—	—
	〔早期健全化基準〕	※7.30%の黒字 〔16.88%〕	※6.61%の黒字 〔16.98%〕	※8.14%の黒字 〔17.02%〕	※13.28%の黒字 〔17.03%〕
	ウ 実質公債費比率	3.8%	3.5%	3.5%	3.3%
〔早期健全化基準〕	〔25.0%〕	〔25.0%〕	〔25.0%〕	〔25.0%〕	
エ 将来負担比率	0.3%	11.5%	10.8%	8.6%	
〔早期健全化基準〕	〔350.0%〕	〔350.0%〕	〔350.0%〕	〔350.0%〕	
資金不足比率	公設地方卸売市場	—	—	—	—
	〔経営健全化基準〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕
	歳入総額	73,468千円	63,977千円	71,169千円	76,939千円
	歳出総額	73,468千円	63,976千円	71,169千円	76,939千円
	下水道事業	—	—	—	—
	〔経営健全化基準〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕	〔20.0%〕
	歳入総額	—	—	4,081,910千円	6,211,686千円
歳出総額	—	—	3,732,354千円	6,206,049千円	

※実質黒字比率

※令和2年度から下水道事業は地方公営企業会計に移行した

下水道事業会計資金不足比率

区分	令和3年度
A 資金の不足額(ア+イ) - (ウ+エ)	△ 24,673,890
ア 流動負債 ①-②-③-④	532,376,613
①流動負債	2,102,942,712
②控除企業債等	1,570,566,099
③控除未払金等	
④控除額	
イ 算入地方債の現在高	
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	557,050,503
⑤流動資産	557,050,503
⑥控除財源	
⑦控除額	
エ 解消可能資金不足額	
B 事業の規模(オーカ)	1,406,382,864
オ 営業収益の額	1,413,170,155
カ 受託工事収益の額	6,787,291
資金不足比率 A/B×100	△ 1.8

用語の解説

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた割合のことである。

当年度においては、差し引き額は黒字となっており、当然に比率についても黒字である。

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すもので、一般会計、特別会計及び公営企業会計など全会計を対象とした赤字額若しくは資金不足額の合計額を標準財政規模で除した比率である。ただし、この指標の算定には、一部事務組合及び第三セクター等は含まれない。

当年度においては、赤字の会計はなく差し引き合算額は黒字となっており、当然に比率についても黒字である。

実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、一般会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の支出額が標準財政規模に占める割合である。

当年度は3.8%と前年度より0.3ポイント高く（悪く）なっている。

なお、令和2年度の千葉市を除く県下36市の平均は5.4%で、3.5%だった本市は、比率の低い方（良い方）から数えて12位だった。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、一般会計の地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計の公営企業債等への一般会計からの繰入見込額、一部事務組合等への負担見込額、退職手当の負担見込額、第三セクター等の負債額等の見込額及び組合等を含めた連結実質赤字見込額の合

計から、市で設置している総基金額及び普通交付税の基準財政需要額算入見込額を控除し、標準財政規模で除した比率である。

当年度は0.3%と前年度より11.2ポイント低く（良く）なっている。

なお、令和2年度の千葉市を除く県下36市の平均は32.7%で、11.5%だった本市は、比率の低い方（良い方）から数えて12位だった。

資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、資金の不足額は一般的には流動負債から流動資産を差し引いたものであり（地方公営企業法適用企業）、あるいは実質赤字額の有無で示されるものである（地方公営企業法非適用企業）。

当年度においては、公設地方卸売市場特別会計及び下水道事業会計の2事業とも資金不足額は生じていない。

令和4年8月19日提出

監査委員 北原 靖和

監査委員 庄司 基晴

監査委員 三上 和俊

木更津市監査委員事務局

電話番号 0438-23-8473